

大学基準協会が実施する法科大学院の認証評価の概要について
(中間報告)

平成 15 年 12 月 12 日

財団法人 大学基準協会

大学基準協会が実施する法科大学院の認証評価の概要について（中間報告）

1 はじめに

(1) 司法制度改革の一環として、法曹養成制度の改革が進められてきた。その発端となった「司法制度改革審議会意見書」(平成13年6月)(以下、「意見書」と略称)は、司法制度改革の柱として、国民の期待に応える司法制度(制度的基盤の整備) 司法制度を支える法曹の在り方(人的基盤の拡充) 国民的基盤の確立(国民の司法参加)の三つを掲げた。中でも、「司法制度を支える法曹の在り方」では、21世紀の司法を支えるにふさわしい質の高い法曹をより多く養成するためには、現行の司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備すべきであり、その中核を成すものとして、法科大学院の設置が提言されたのである。

また、「意見書」は、法科大学院における入学者選抜の公平性・開放性・多様性と、法曹養成機関として必要な教育水準、成績評価・修了認定の厳格性を確保するため、継続的な第三者評価(認証評価)を実施すべきであるとしている。

「意見書」におけるこれらの提言は、平成14年3月に閣議決定された「司法制度改革推進計画」において、法科大学院の新設や司法試験制度の改正などの所要の措置を講じるものとして位置づけられ、それが学校教育法の改正等の法的整備をもたらしたのである。

学校教育法の改正によって法制化され、平成16年度から新設が予定されている法科大学院は、学校教育法の定める専門職大学院のうち、「専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするもの」(専門職大学院設置基準第18条)であり、その課程を修了した者に新しい司法試験の受験資格が付与されることになる(改正司法試験法第4条)。法科大学院は、日本の学校教育制度としては全く新しい試みであり、立法の趣旨に応じて法曹養成のための教育機関として十分な成果をあげることが期待されている。

学校教育法が定める認証評価制度は、法科大学院にも適用される。法科大学院についてはさらに、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(以下、「連携法」と略称)において、認証評価機関は、法科大学院の教育研究活動の状況が「法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定」をしなければならないこととされ、法科大学院は、基準に「適合している旨の認定」(「適格認定」)を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならないこととされている。

法科大学院の設置に関する法制化の審議の過程では、司法試験の受験資格と法科大学院の認証評価を連結させる仕組みも構想されていたが、結局、この構想が採用されなかったため、法科大学院に対して実施される認証評価は、専ら法科大学院における教育研究等の

質の保証とその水準の向上という役割を担うこととなった。しかし、その一方で新聞等で報じられているように、新しい法曹養成制度の発足を目前にして司法試験の合格率をいかに高めるかのみに関係者の関心が集中する傾向がみられることは、プロセスとしての法曹養成制度を整備するという初期の目標からみて危惧されることである。

- (2) このような状況の下で、大学基準協会が法科大学院に対する認証評価機関として関与しようとするには、それに相応する特別の理由がある。それは、大学基準協会が、わが国大学の水準の向上を図ることを目的として、昭和 22 年に設立された国・公・私立大学を横断する自立的な大学団体である点にある¹。

その主な活動は、本協会固有の基準である「大学基準」に照らして、加盟を希望する大学を総体として評価（機関評価）し正会員に迎えるとともに、正会員の定期的な評価を行うアクリディテーション（＝「大学評価」）であり、このアクリディテーション活動を通じてわが国の学術の発展と人材育成に貢献してきた。

大学基準協会が実施してきたアクリディテーションは機関評価ではあるが、大学全般に関わる事項の評価のみを実施してきたわけではない。全学的事項の評価を担う大学分科会に加え、法学部・法学研究科をはじめ、各学部・大学院研究科をその専門分野ごとに評価する専門分科会を設け、各分科会の評価を総合して評価するところが大学基準協会の大学評価の特質である。

さらに平成 14 年度からは大学院に関する評価項目を充実させ、専門職大学院にも対応しうる評価体制を整え、すでにこれを実施している。

大学基準協会の設置趣旨および活動実績ならびに大学基準協会が今後果たすべき社会的役割を考慮するとき、法科大学院の認証評価制度が導入されるにあたり、大学基準協会がひとつの認証評価機関として法科大学院に対する認証評価を行うことが社会的に必要とされるだけでなく、関係各方面からも期待されているものと考えられる。

- (3) 以上を要するに、大学基準協会は法科大学院の評価に関してもこれまでの経験と蓄積を活用して、会員大学の幅広い協力を得ることにより、特に意義ある役割を果たすべき位置にあるということができよう。そして、法科大学院の認証評価を実施することによって得られる新たな知見を大学全体の認証評価や他の専門職大学院の認証評価にも活用して、大学基準協会の大学評価をよりいっそう充実発展させることができるものと考えられる。

2 大学基準協会における法科大学院認証評価制度の特色

- (1) 大学基準協会は、「会員の自主的努力と相互的援助によってわが国における大学の質的向上を図る」という創設の趣旨に基づき、長年にわたってアクリディテーション活動を

¹ 現在、大学基準協会の会員校は、正会員大学が 294 校（国立 41、公立 22、私立 231）と、全大学の 42.7%を占め、賛助会員大学 295 校（国立 45、公立 39、私立 210、放送大学 1）を含めると、実に日本の大学の 85.5%を占めるにいたっている（平成 15 年 11 月 7 日現在）。

行ってきた。新たに法科大学院の認証評価を実施するに当たっても、大学基準協会のこのような性格と特質を十分に生かしていくことを基本的な方針とする。

(2) この見地から、大学基準協会が行う法科大学院の認証評価は、次のような特色をもつものとしたい。

第一に、大学基準協会は当然のことながら、法令上の基準を踏まえつつ、法科大学院として整えられるべき諸条件をどの程度充足しているかを評価するとともに、各法科大学院が掲げるそれぞれの教育理念・教育目標を尊重して、その理念・目標の達成のためにどのような努力が払われているか、またそれがどの程度達成されているかという観点から評価を行う。大学基準協会の法科大学院評価においては、総合的あるいは評価項目ごとの評定を付すとしても、各法科大学院を他の法科大学院と比較してその順位づけを行うことはしない。

第二に、大学基準協会の大学評価は、大学における教育研究について十分な知識経験を有する正会員大学の教員による評価（ピア・レビュー）を基本原則としているが、法科大学院の評価に関しても基本的にはこの精神を継承する。従って、大学基準協会による法科大学院の評価は、単に法科大学院が大学基準協会の設定する法科大学院基準に適合しているかどうかを判定（適格認定）するにとどまらず、適合していると判定する場合でも、会員制およびピア・レビューの精神にのっとり、改善を要する事項があればこれを指摘し、改善報告を求めてその審査を行うことにより、継続的に協力して質の向上を図ることを旨とする。正会員でない大学の設置する法科大学院に関しても、同じ方針で臨む。

第三に、法科大学院の認証評価機関は、評価員に法律実務経験者を有することを要請されている（「法科大学院の認証評価機関の認証基準（細目）について」）ことから、大学基準協会においてもその趣旨を尊重し、認証評価に関わる主要な機関に法律実務経験者およびその他の外部有識者を積極的に受け入れ、配置するほか、正会員大学の設置する法科大学院に所属する実務家教員を評価員に必要な数だけ配置する。このような措置を講ずることによって、ピア・レビューの精神を継承しつつ、第三者評価機関として客観性・信頼性を保てるような評価の組織およびプロセスを構築する。

第四に、大学基準協会における大学評価は会員校の質の改善・向上を支援することを通じて、わが国高等教育機関の水準向上に寄与することを目的としている。この点を考慮し、法科大学院の認証評価のための基準である法科大学院基準および評価項目の設定・変更にあたっては、会員の自主的努力と相互的援助を基盤とする大学基準協会の基本方針に則り、法科大学院を設置する正会員大学の意向を広く取り入れる仕組みを整える。

第五に、大学基準協会の法科大学院評価においては、「高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理」（「連携法」第2条）を備えた法曹の養成へ向けた各法科大学院の努力が幅広い視野から評価されるよう、外国のロースクールでの教育研究の経験を有する者を評価員に加え、また可能な範囲で日本の法学教育に通暁した外国人法律家をも評価員に加えることとする。

3 評価の基本方針

法科大学院の評価を含む認証評価制度においては、法制上、評価は大学の自己評価結果の分析、実地調査の実施その他適切な方法によるものとされている（「文部科学大臣が第三者評価機関を認証する際の基準（細目）について」）。また、「連携法」では、認証評価機関は、法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならないとされている（「連携法」第5条）。

大学基準協会が従来実施してきた大学評価の方法は、基本的にこれらの法令上の要請に合うものである。大学基準協会は、法科大学院の評価に関しても、これまでの実績と経験を活用することができる。すなわち、法科大学院の認証評価は、当該法科大学院の自己点検・評価報告書の分析と実地視察に基づく評価を総合して行う。

法科大学院に関しては、法令上多様な基準が定められている。認証評価に当って、これらの法令上の基準の遵守の状況を審査しなければならないことは言うまでもない。しかし、大学基準協会の評価においては、法令上の基準を含めて大学基準協会が独自に設定する法科大学院基準²に適合しているか否かについての総合判断によって、適格認定を行うことを本旨とする。

4 評価対象

大学基準協会が法科大学院の認証評価を実施する趣旨に照らして、設置主体のいかんや、協会の正会員校であると否とを問わず、すべての国・公・私立の法科大学院を認証評価の対象とする。

5 評価組織・体制

（1）法科大学院認証評価委員会

法科大学院の認証評価を実施する中心的組織として法科大学院認証評価委員会（以下、認証評価委員会と略称）を置く。

認証評価委員会は制度上、現行の大学評価における判定委員会及び相互評価委員会と同様の役割を持つ委員会とする。

適格認定は、認証評価委員会の議決に基づき、理事会がこれを行う。

認証評価委員会委員の選出方法および構成は、以下の通りとする。

委員の選任及び任期

- ・ 委員は理事会が選出し、会長が委嘱する。

² 法科大学院基準は、法令上の基準を踏まえたものであり、さらに加えて、法科大学院における教育研究等の改善・向上に資するために本協会が独自に設定する基準である。従って、この法科大学院基準は、学校教育法にいう大学評価基準、「連携法」にいう法科大学院評価基準に該当するものである。

- ・ 委員は、(a) 正会員のうち、法科大学院を開設している大学から、専任教員、兼任教員を含む法科大学院教員 1 名の推薦を求め、その被推薦者リストから、理事会が選出した委員 10 名と、(b) 各所属組織から推薦された判事、検事、弁護士（いずれも原則として現職）各 1 名の計 3 名、(c) 理事会が選出した外部有識者 2 名の、合計 15 名とする。
- ・ 前記 (a) の被推薦者リストの作成にあたっては、正会員大学に設置された法科大学院に対して、推薦委員の現職就任前の経歴（判事・検事・弁護士の経験等）、外国のロースクールでの学習・教育・研究歴に関する情報も求める。
- ・ 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

認証評価委員会の構成

- ・ 認証評価委員会には委員長および副委員長を置く。委員長、副委員長は委員の互選により会長が委嘱する。
- ・ 認証評価委員会業務を補佐するため、幹事若干名を置く。幹事は、委員長の推薦に基づき、法科大学院を設置する正会員大学の教員から選出し、会長が委嘱する。
- ・ 委員長が大学基準協会の理事ではない場合、理事会との意見調整等の必要性を考慮し、担当理事を置く。

(2) 法科大学院認証評価分科会

認証評価委員会の下部組織として法科大学院認証評価分科会（以下、分科会と略称）を置く。分科会は、申請大学数に応じて複数設置する。

分科会の構成及び委員の選任は以下の通りとする。

- ・ 分科会は正会員大学の教員からなる委員をもって構成する。
- ・ 各分科会には実務家教員を配置する。
- ・ 1 分科会は 5 人構成とする。
- ・ 分科会には主査を置く。
- ・ 認証評価委員会委員のうちの正会員大学から選出された委員は各分科会における評価も担当する。
- ・ その他の分科会委員は、前出（「上記（1）参照」）の被推薦者リストの中から選出することを基本とするが、広く正会員大学の教員の中から委員を選出することもできるものとする。
- ・ 分科会主査および委員は、認証評価委員会の推薦に基づき、理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- ・ 各分科会委員の構成は、委員の専門分野に偏りを生じないよう一定の配慮を行う。

6 法科大学院基準および評価項目

法科大学院の認証評価のために、大学基準協会独自の法科大学院基準を設定する。また、認証評価を申請する法科大学院は、大学基準協会が法科大学院基準に即して設定した評価項目に基づいて点検・評価を行い、その結果を点検・評価報告書にまとめて大学基準協会に

提出しなければならないこととする。

(1) 法科大学院基準設定委員会

法科大学院基準および評価項目の設定・改定のために法科大学院基準設定委員会を置く。法科大学院基準設定委員会は、常設の機関とはせず、認証評価委員会の要請等に基づき理事会が随時設置する臨時委員会とする。

法科大学院基準設定委員会委員の選任および構成は、以下の通りとする。

- ・ 委員は理事会が選出し、会長が委嘱する。
- ・ 委員会の構成は、(a) 正会員の設置する法科大学院の専任教員、兼任教員を含む教員6名、(b) 判事、検事、弁護士（いずれも原則として現職）各1名の計3名、(c) 外部有識者1名の、合計10名とする。
- ・ 認証評価委員会との連携を図るため、法科大学院基準設定委員会委員10名のうち、認証評価委員会から数名の委員が兼ねるものとする。
- ・ 法科大学院基準設定委員会には委員長を置く。委員長は委員の互選により会長が委嘱する。
- ・ 法科大学院基準設定委員会業務を補佐するため、幹事1名を置くことができる。幹事は、委員長の推薦に基づき会長が委嘱する。
- ・ 委員長が本協会の理事ではない場合、担当理事を置く。

(2) 法科大学院基準・評価項目の決定プロセス

法科大学院基準設定委員会は、法科大学院基準および評価項目の設定・改定（案）を作成する。同委員会は、同（案）につき、正会員大学の設置する法科大学院の意見を聴取し、これに基づき必要な修正を加え、認証評価委員会、基準委員会の了承を得た後、理事会に上程する。理事会はこれを最終的に承認する。

(3) 法科大学院基準・評価項目の設定に関する補足説明

当初基準および評価項目については、大学基準協会が、認証評価機関としての資格取得のための申請手続を開始する時点で設定されていることが必要であるため（学校教育法第69条の4第2項）、上記の法科大学院基準設定委員会の設置を待たずに、法科大学院適格認定検討委員会および同小委員会委員で構成される委員会（以下、当初基準設定委員会（仮称）と略称）においてその原案を作成する。当初基準設定委員会は、同案につき、正会員大学である法科大学院の意見を聴取し、これに基づき必要な修正を加え、大学基準協会における手続上必要とされる基準委員会の了承を得た後、理事会に上程する。理事会はこれを最終的に承認する。

7 認証評価のプロセス

法科大学院の認証評価のプロセスは以下の通りとする。

(1) 大学から提出される資料

点検・評価報告書

大学基準協会が設定した法科大学院のための点検・評価項目に基づき、当該法科大学院が自己点検・評価を実施した結果をまとめた報告書。

大学基礎データ

法令で規定された数量基準および大学基準協会が評価に必要であるとしたデータを記述した資料。大学基礎データの様式等は法科大学院基準・評価項目の設定過程で決定する。

添付資料

提出を求める添付資料は法科大学院基準・評価項目の設定過程で決定する。

(2) 分科会における評価

- ・ 分科会は申請大学数に応じて設置する。1分科会の担当は2大学院までとする。
- ・ 分科会では、各委員が所定の様式に所見をまとめ、その所見をもとに、主査が主査報告書(案)を作成する。
- ・ 主査報告書の作成にあたっては、幹事が必要な支援を行う。
- ・ 評価にあたっては、認定の「可」「否」の決定を行う。

(3) 実地視察の実施

- ・ 主査報告書(案)に基づき実地視察を実施する。
- ・ 実地視察は、当該大学を担当する分科会委員全員が参加することを原則とする。なお、最低でも主査を含め2名の委員が視察を行う。
- ・ 大学基準協会事務局から1名のスタッフが同行する。
- ・ 実地視察の内容は、面談調査および授業・施設の視察とし、一日で完了する。
- ・ 授業・施設の視察は、法曹養成にふさわしい教育方法が行われているか否かを確認するという観点から行う。

(4) 主査報告書の完成

- ・ 主査は、実地視察の結果をもとに主査報告書を完成させる。

(5) 認証評価委員会による適格認定に関わる決定

認証評価委員会は、主査報告書をもとに当該大学の適格認定に関わる委員会決定を行う。この委員会決定は、現行の大学評価の形式を基本的に踏襲し、認定の可否、概評、勧告、助言(長所と問題点の指摘)で構成されるものとする。

(6) 委員会決定の当該大学への提示

- ・ 委員会決定を当該大学に提示し、一定の期間を限って意見の申立を受付ける。

(7) 意見の申立

- ・ 大学から意見の申立が行われた場合、認証評価委員会は、申立の内容を審議し、必要な場合は、委員会決定の修正を行う。

(8) 理事会による最終認定

- ・ 理事会は、認証評価委員会の決定に基づき、適格認定の最終決定(認定の可否、概評、勧告、助言(長所と問題点の指摘))を行う。

(9) 異議申立審査

- ・ 適格認定の最終決定のうち認定の可否につき、一定の期間を限って異議申立を受付

ける。詳細については、「10 法科大学院異議申立審査会」を参照。

8 認定証

本協会が適格認定を行った法科大学院には認定証を交付する。

9 結果の公表

理事会において、適格認定の最終決定が行われると直ちにこれを下記の方法により公表する。

- (1) 適格認定の最終決定（以下、評価結果という）を当該大学に文書で通知する。
- (2) 大学に通知した評価結果と同様のものを、一般紙、専門紙誌等に公表する。大学基準協会は同時に、評価結果をホームページに掲載する。大学基準協会は、法令（学校教育法第69条の4第2項）に従い、評価結果を文部科学大臣へ文書で報告する。

10 法科大学院異議申立審査会

適格認定の最終決定（認定の可否）に対し、当該大学から提出された異議申立について、理事会の諮問を受けて審査を行うために、法科大学院異議申立審査会（以下、「審査会」と略称）を設置する。

(1) 審査会の構成

- ・ 審査会は、7名の委員を以て構成する。7名の内訳は、大学基準協会副会長のうち1名、大学基準協会の理事および監事のうち1名、実務法曹3名（その内訳は、裁判官、検察官および弁護士、各1名とする）、外部有識者2名とする。
- ・ 審査会の主宰者の職名は「審査長」とし、本協会の副会長の中から就任する委員をこれに充てる。

(2) 異議申立手続の内容と手順

大学基準協会は、理事会において適格認定に関する最終決定を行うと直ちに、各大学に対し評価結果を通知する。

大学は、評価結果を受領した日から2週間以内に、異議申立を行うことができる。異議申立期間後の異議申立は受理しない。

大学が異議申立を行おうとする場合、大学基準協会会長宛に異議申立書を提出するものとする。異議申立書の様式は、法科大学院認証評価基準・評価項目の設定過程で決定する。

異議申立は、認定の可否について、その結論の基礎となっている事実誤認の有無についてのみ、関連資料を付して行うことができる。法科大学院基準等の評価基準・評価指標は、異議申立の対象とはしない。

事実関係の内容を確認するための資料、情報・データは、認証評価委員会が適格認定

に関する決定を下す時点で、当該大学がすでに提出・提示しているものとする。

審査会において、当該異議申立がその手続上の要件を充たしたと認められる場合、これについての審査手続を開始する。

審査会の定足数は、委員の過半数とする。

審査は、書面中心に行い、適宜、事実関係の内容を確認するために追加資料を求めることができる。追加資料の基礎となる情報・データは、認証評価委員会が適格認定に関する決定を下す時点までのものとする。但し、審査会において必要と判断した場合、当事者から意見聴取を行うほか、専門的判断の必要な事案が発生した場合、当該分野・領域の専門家に対し参考意見を求めることができる。同じく、審査会において必要不可欠であると判断した場合、実地検証を行う。

審査会が、審議の過程で、認証評価委員会において同申立に対する検討をさらに行う必要があると判断した場合、当該案件を、認証評価委員会の検討に付することができる。認証評価委員会は、審査会の指摘事項を再度検討した後、その結果を審査会に報告する。審査会は、その再審査報告を受けて、あらためて異議申立について審査を行うものとする。

審査会は、審査終了後、書面により裁決を行う。

裁決は、委員全員の過半数の賛成を以て決定する。なお、大学からの異議申立を容認する場合、理事会の最終決定の修正・変更の案を含めた裁決を行うものとする。

審査長は、裁決の後、異議申立に対する裁決書を速やかに会長に提出するとともに、その概要を理事会に報告するものとする。

理事会は、裁決書の提出を受けて、異議申立に関する決定を行う。決定後 10 日以内にその決定の書面に裁決書を付して当該大学に送付する。

11 改善報告

- (1) 適格認定を受けた大学は、正会員校であると否とを問わず、評価結果のうちの勧告、助言（問題点の指摘）につき、原則として2年以内に改善報告書を認証評価委員会に対して提出しなければならない。
- (2) 改善報告書は、まず認証評価委員会幹事が改善の状況について検討し、その検討結果について認証評価委員会で審議・検討を行い、その結果につき理事会の承認を経て大学に通知する。

改善が不十分な場合であっても再度報告は求めない。

法科大学院適格認定検討委員会名簿

職名	氏名	所属機関等	専攻
委員長	永田眞三郎	関西大学	民法
委員	浦部法穂	神戸大学	憲法
〃	遠藤美光	千葉大学	商法
〃	太田茂	最高検察庁	
〃	奥田隆文	東京地方裁判所判事	
〃	川端和治	弁護士	
〃	川村正幸	一橋大学	商法
〃	小早川光郎	東京大学	行政法
〃	佐上善和	立命館大学	民事訴訟法
〃	櫻田嘉章	京都大学	涉外関係法
〃	中村睦男	北海道大学	憲法
〃	平良木登規男	慶應義塾大学	刑法
〃	山野目章夫	早稲田大学	民法
委員兼幹事	山内惟介	中央大学	国際私法
特別委員	外間寛	大学基準協会	行政法

法科大学院適格認定検討委員会小委員会

職名	氏名	所属機関	専攻
委員長	永田真三郎	関西大学	民法
委員	遠藤美光	千葉大学	商法
〃	金子征史	法政大学	労働法
〃	野村稔	早稲田大学	刑法
〃	山内惟介	中央大学	国際私法
特別委員	外間寛	大学基準協会	行政法